

1 事務機構及び事務分掌 (平成22年4月1日現在)

(1) 事務機構

健康福祉部—介護福祉課 (28名) — 庶務係4名、保険係5名、認定係6名、給付指導係3名、地域支援係8名、相談主査1名

(2) 事務分掌

	事務分掌		事務分掌
庶務係	介護保険事業計画に関する事 介護保険運営協議会に関する事 介護サービス提供事業者及び介護保険施設に関する事 介護相談員に関する事 広報活動に関する事 利用状況実態調査に関する事 公印の管守に関する事 課内の予算、決算及び経理に関する事 課内の文書及び物品管理に関する事 課内の連絡調整に関する事 その他課内他係に属さない事	地域支援係	地域包括支援センターに関する事 高齢者の総合相談・苦情相談窓口に関する事 在宅介護に関する保健、福祉、医療等の相談及び面接に関する事 介護予防事業に関する事 家族介護教室に関する事 認知症サポーター養成講座に関する事 高齢者の保健指導に関する事 老人福祉法の援護に関する事 高齢者生活支援ヘルパーの派遣に関する事 高齢者緊急一時保護事業に関する事 高齢者自立支援住宅改修給付に関する事 高齢者自立支援日常生活用具の給付に関する事 緊急通報システムに関する事 火災安全システムに関する事 訪問給食サービスに関する事 高齢者寝具乾燥に関する事 共通入浴券交付に関する事 訪問理・美容サービスに関する事 徘徊高齢者家族支援サービスに関する事 ケアプラン指導研修事業に関する事 ねたきり高齢者おむつ支給等事業に関する事 高齢者見守り事業に関する事
保険係	被保険者の資格に関する事 介護保険料の賦課及び減免に関する事 高額介護サービス費に関する事 高額医療・高額介護合算制度に関する事 給付制限に関する事 低所得者負担軽減事業に関する事 日本年金機構との連絡調整に関する事 介護保険電算システムに関する事		地域ケア会議の運営に関する事 高齢者の総合相談・苦情相談窓口に関する事 在宅介護に関する保健、福祉、医療等の相談及び面接に関する事 高齢者の虐待防止事業に関する事 高齢者の成年後見制度・権利擁護支援事業に関する事 高齢者緊急一時保護事業に関する事
認定係	要介護等認定に関する事 介護認定審査会に関する事		
給付指導係	介護保険の住宅改修・福祉用具に関する事 介護報酬請求に関する事 事業所の指導・監督に関する事 介護給付費適正化事業に関する事 地域密着型サービス事業所の指定・更新に関する事 東京都国民健康保険団体連合会との過誤申立て等の連絡に関する事 介護サービス計画の自己作成に関する事 基準該当事業者の登録に関する事	相談主査	

2 小平市介護保険制度のあゆみ

年月	項目	主要事項（制度改正等）	備考
平成9年 12月17日		○ 介護保険法 制定・公布	
平成10年 4月1日		○ 福祉部 介護保険推進課 設置 制度導入準備開始	
平成11年 8月2日		○ 小平市介護認定審査会 設置	委員 28 名任命 4 合議体体制
10月1日		○ 準備要介護認定事務 開始 ○ 課名「介護保険課」に改称	申請受付 2,641 件
平成12年 3月		○ 小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定	
3月27日		○ 小平市介護保険条例 制定	
平成12年 4月1日		○ 介護保険法 施行 ○ 介護保険制度 開始 ○ 「介護保険法の円滑な実施のための特別対策」 実施 ・低所得者の利用者負担の軽減 ・保険料の特別措置等 ○ 介護保険事業特別会計 設置	<介護保険料（月額）> 第1段階 1,500円 第2段階 2,250円 第3段階 3,000円 第4段階 3,750円 第5段階 4,500円 ● 円滑導入特別対策により、平成12年10月まで徴収免除、以降1年間は半額徴収
5月1日		○ 指定事業者介護給付費請求 開始	
7月24日		○ 小平市介護認定審査会委員 増員	委員 43 名（ 15 名新規任命） 6 合議体体制
平成13年 4月1日		○ 小平市介護保険低所得者負担軽減事業 開始	
8月6日		○ 小平市介護相談員派遣等事業 開始	
9月12日		○ 小平市ケアプラン指導研修事業 開始	
10月1日		○ 保険料本来額徴収開始	

年月	項目	主要事項（制度改正等）	備考
平成14年 1月 1日		○ 生計困難者への介護保険利用者負担軽減事業 開始	
平成14年 4月 1日		○ 福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払い方式 開始	
平成14年 4月12日		○ 小平市介護認定審査会委員 増員	委員45名
平成15年 3月		○ 小平市新地域保健福祉計画策定（第2期介護保険事業計画を含む）	
平成15年 4月 1日		○ 小平市介護保険条例改正（平成15年4月1日施行） ○ 第2期介護保険事業計画期間開始 ○ 小平市生計困難者に対する介護保険料減免事業 開始	<介護保険料（月額）> 第1段階 1,600円 第2段階 2,400円 第3段階 3,200円 第4段階 4,000円 第5段階 4,800円
7月 1日		○ 生計困難者への介護保険利用者負担軽減事業 対象者の範囲を拡大	
12月 1日		○ 小平市介護老人福祉施設入所指針施行	
平成16年 4月 1日		○ 要介護等認定有効期間を最長24か月に延長 ○ 小平市生計困難者に対する介護保険料減免事業 対象者の範囲を拡大	
平成17年 3月		○ 介護費用適正化事業（介護給付費通知書の発送）開始	
平成17年 4月		○ 課名「介護福祉課」に改称	
10月		○ 介護保険施設等の利用料改正 ○ 生計困難者への介護保険利用者負担軽減事業 対象者の範囲を拡大	
平成18年 3月		○ 小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第3期）策定	

年月	項目	主要事項（制度改正等）	備考
平成18年 4月 1日		<ul style="list-style-type: none"> ○ 小平市介護保険条例改正（平成18年4月1日施行） ○ 第3期介護保険事業計画期間開始 ○ 地域包括支援センター創設 ○ 地域密着型介護サービス開始 ○ 地域支援事業開始 	<介護保険料（月額）> 第1段階 1,850円 第2段階 1,850円 第3段階 2,775円 第4段階 3,700円 第5段階 4,625円 第6段階 5,550円 第7段階 6,475円
平成19年 7月 1日		<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センター出張所2か所開設 ○ 通所介護等利用者助成事業 開始 	
平成20年 4月 1日		<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センター出張所2か所開設 	
平成21年 3月		<ul style="list-style-type: none"> ○ 小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第4期）策定 	
平成21年 4月 1日		<ul style="list-style-type: none"> ○ 小平市介護保険条例改正（平成21年4月1日施行） ○ 第4期介護保険事業計画期間開始 ○ 介護給付費適正化事業（住宅改修訪問調査）開始 	<介護保険料（月額）> 第1段階 1,616円 第2段階 1,616円 第3段階 2,516円 特例第4段階 3,233円 第4段階 3,600円 第5段階 3,958円 第6段階 4,500円 第7段階 4,925円 第8段階 5,400円 第9段階 6,300円 ※介護保険料は1円未満切り捨て